

## 豊田市週休2日制工事実施要領

### (目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、豊田市では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

### (対象工事)

第2条 豊田市の発注工事で、設計書の単価適用日が令和5年4月1日以降の次に掲げる工事を対象とする。ただし、公共建築工事、土木工事電気通信及び機械設備積算基準を適用する工事は除く。

#### (1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上及び建設業へのPRを推進するもので、次に掲げる条件を全て満たす工事の中から指定する。

ア 現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事

イ 設計金額が1,000万円以上の工事

ウ 緊急性がない工事

#### (2) 受注者希望型

受注者自らが行うことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

### (週休2日の確保)

第3条 週休2日制工事の実施工事は、第1号に掲げる対象期間において第2号に掲げる休工対象日に休工を実施する。なお、休工とは、現場事務所での事務作業も含め、作業を実施しない現場内の完全閉所をいう。安全管理のための現場巡視や、現場見学会の実施、ボランティア活動等の地域貢献活動への参加等は現場内の完全閉所として取り扱うものとする。

#### (1) 対象期間

契約締結日の翌日から工事完成日（工事完成届提出日）までとする。ただし、次に掲げる期間（以下「非対象期間」という。）は対象期間から除く。

ア 準備期間（契約締結日の翌日から施工を開始するまでの期間で、現場事務所等の設置、測量はこの期間に含む。）

- イ 後片付け期間（施工を完了した日の翌日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間）
- ウ 夏季休暇（3日間）
- エ 年末年始休暇（6日間）
- オ 工場製作のみの期間
- カ 工事事務等による不稼働期間
- キ 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間

## （2）休工対象日

休工の曜日及び理由にかかわらず休工した日とし、対象期間の全日数の28.5%（8／28）以上の日数とする。なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日も、休工と認める。

## （取組内容）

第4条 週休2日制工事の実施工事の取組内容は、次に掲げるとおりとする。

### （1）発注者指定型の取組内容

- ア 受注者は、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画が分かるようにカレンダー形式の計画表を作成の上、工事打合簿により監督員に提出するものとし、監督員は、これを確認する。
- イ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
- ウ 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

### （2）受注者希望型の取組内容

- ア 受注者は、週休2日制工事に取り組む場合には、工事契約後、施工計画書を提出するまでに、週休2日の取得計画が分かるようにカレンダー形式の計画表を作成の上、工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。ただし、週休2日の実施に伴う工期の変更は行わないこととする。
- イ 監督員は、アの協議の結果、当該工程で週休2日の確保ができると認めた場合には、当該工事を週休2日制工事とする旨を回答する。
- ウ 受注者は、毎月5日までに、工事打合簿により実施状況をカレンダー形式にて提出するものとする。その際、併せて非対象期間を明示するものとし、監督員は、これを確認する。
- エ 発注者が週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。

(工事成績評定)

第5条 週休2日制工事の実施工事については、第3条第1号に規定する対象期間の全日数に対する休工日数の割合（以下「週休2日取得率」という。）が、28.5%（8/28）以上の場合、工事成績評定において評価する（別紙1参照）。

(1) 週休2日取得率の算出方法は、次に掲げるとおりとする（別紙1参照）。

ア 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。

また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

イ 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。

また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

(2) 工事成績評定は、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献等7.その他」において評価する（別紙2参照）。なお、週休2日取得率が28.5%（8/28）に満たない場合であっても工事成績の減点は行わない。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、発注者は、工事目的物の引き渡し後に通知する工事検査結果通知書の検査結果欄に「週休2日制工事取組証、週休2日制工事を取組み、取得率28.5%以上を達成、本工事の工種」旨を記載し、取組証とする。

(経費の補正)

第7条 週休2日制工事の実施工事については、休工状況に応じて次により経費の補正を行うものとする。

(1) 休工状況の適用区分

対象期間（第3条第1号）の全日数に対する休工日数（曜日及び理由にかかわらず休工した日）の割合（以下、「休工割合」という。）に応じて、休工状況の適用区分は、次に掲げるとおりとする（別紙1参照）。

ア 4週8休以上

休工割合が28.5%以上の場合

イ 4週7休以上4週8休未満

休工割合が25%以上28.5%未満の場合

ウ 4週6休以上4週7休未満

休工割合が21.4%以上25%未満の場合

(2) 休工割合の算出方法は、次に掲げるとおりとする（別紙1参照）。

ア 施工開始日が、火曜日～土曜日の場合は、施工開始日を含む週を対象期間から除く。

また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。

イ 施工完了日が、日曜日～木曜日の場合は、施工完了日を含む週を対象期間から除く。

また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。

### (3) 補正率

それぞれの経費に次に掲げる補正係数を乗じるものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など外注が想定される業務の労務費については、補正の対象としないものとする。

#### ア 4週8休以上（休工割合が28.5%以上の場合）

【労務費】 1.05

【機械経費（賃料）】 1.04

【共通仮設費率】 1.04

【現場管理費率】 1.06

【市場単価】 補正対象及び補正係数は、別紙3による

#### イ 4週7休以上4週8休未満（休工割合が25%以上28.5%未満の場合）

【労務費】 1.03

【機械経費（賃料）】 1.03

【共通仮設費率】 1.03

【現場管理費率】 1.04

【市場単価】 補正対象及び補正係数は、別紙3による

#### ウ 4週6休以上4週7休未満（休工割合が21.4%以上25%未満の場合）

【労務費】 1.01

【機械経費（賃料）】 1.01

【共通仮設費率】 1.02

【現場管理費率】 1.03

【市場単価】 補正対象及び補正係数は、別紙3による

### (4) 補正方法等

#### ア 発注者指定型

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

#### イ 受注者希望型

休工状況を確認後、最終変更設計時に休工状況の適用区分に応じて各経費を補正し、変更契約するものとする。

### (工事名)

第8条 発注者指定型で発注する工事は、工事名の末尾に「（週休2日制工事）」を追記する。

### (特記仕様書)

第9条 発注者指定型又は受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

「第〇条 本工事は、週休2日制工事（発注者指定型又は受注者希望型）の対象工事とする。週休2日制工事実施による経費の補正は、原則として最終設計変更時に行う。なお、週休2日制工事については、「豊田市週休2日制工事実施要領」によるものとする。」

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

別紙1

(参考) 「週休2日取得率」、「休工割合」の算出方法①

別紙1

(□:工事実施日)							週休2日取得率(工事成績評定:要領第5条)、休工割合(経費の補正:要領第7条)		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考
			8月1日	8月2日	8月3日	8月4日	-	-	施工開始日が火~土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。 また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
			準備期間	施工開始日	□	□	休工		
8月5日	8月6日	8月7日	8月8日	8月9日	8月10日	8月11日	7	3	
休工	□	□	□	□	休日 <sup>※1</sup> 休工	休工			
8月12日	8月13日	8月14日	8月15日	8月16日	8月17日	8月18日	7	2	
□	□	振替休工	□	□	□	休工			
8月19日	8月20日	8月21日	8月22日	8月23日	8月24日	8月25日	4	1	夏季休暇(3日間)は非対象期間とする。
休工	□	□	□	夏季休暇(3日間)					
8月26日	8月27日	8月28日	8月29日	8月30日	8月31日	9月1日	7	1	
□	□	□	□	□	□	休工			
9月2日	9月3日	9月4日	9月5日	9月6日	9月7日	9月8日	7	4	天候(降雨・積雪等)による休工は、休工としてカウントする。
休工	□	振替休工	□	雨天休工	□	休工			
9月9日	9月10日	9月11日	9月12日	9月13日	9月14日	9月15日	7	2	天候(降雨・積雪等)による振替休工は、休工としてカウントする。
休工	□	□	□	□	雨天休工	□			
9月16日	9月17日	9月18日	9月19日	9月20日	9月21日	9月22日	7	3	
休工	□	□	□	□	休日 <sup>※1</sup> 休工	休工			
9月23日	9月24日	9月25日	9月26日	9月27日	9月28日	9月29日	7	2	
休工	□	□	□	□	□	休工			
9月30日	10月1日	10月2日	10月3日	10月4日	10月5日	10月6日	-	-	施工完了日が日~木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。 また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休工	□	□	□	施工完了日	一後片付け期間	□			
計							53	18	週休2日取得率: 18日/53日 = 33.9% <sup>※2</sup> > 28.5%(8/28) ⇒ 工事成績評定の評価対象 (注意: 成績評定は28.5%以上の場合のみ評価すること) 休工割合: 18日/53日 = 33.9% <sup>※2</sup> > 28.5%(8/28) ⇒ 4週8休として経費の補正対象 (注意: 補正は4週8休、7休、6休と3パターンあり)

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
※2 小数第2位切り捨て

33.9%

(参考) 「週休2日取得率」、「休工割合」の算出方法②

別紙1

(□:工事実施日)							週休2日取得率(工事成績評定:要領第5条)、休工割合(経費の補正:要領第7条)		
日	月	火	水	木	金	土	日数	休工日数	備考
11月28日	11月29日	11月30日	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	7	2	施工開始日が火~土曜日の場合、施工開始日を含む週を対象期間から除く。 また、施工開始日が月曜日の場合は、施工開始日を前日の日曜日とする。
休工	施工開始日	□	□	□	□	休工			
12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	7	2	
休工	□	□	□	□	□	休工			
12月12日	12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	12月17日	12月18日	1	1	天候(降雨・積雪等)以外の理由により休工する場合は、不稼働期間としてカウントしない。
休工	不稼働期間	不稼働期間	不稼働期間	不稼働期間	不稼働期間	不稼働期間			
12月19日	12月20日	12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	4	1	天候(降雨・積雪等)以外の理由により休工する場合は、不稼働期間としてカウントしない。
不稼働期間	不稼働期間	不稼働期間	□	□	□	休工			
12月26日	12月27日	12月28日	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	3	1	年末年始休暇(6日間)は非対象期間とする。
休工	□	□	年末年始休暇(6日間)			□			
1月2日	1月3日	1月4日	1月5日	1月6日	1月7日	1月8日	5	2	年末年始休暇として6日間を超える場合は、カウントする。
年末年始休暇(6日間)	年末年始休工	年末年始休工	□	□	□	□			
1月9日	1月10日	1月11日	1月12日	1月13日	1月14日	1月15日	7	2	
休工	休日 <sup>※1</sup> 休工	□	□	□	□	□			
1月16日	1月17日	1月18日	1月19日	1月20日	1月21日	1月22日	7	2	天候(降雨・積雪等)による休工は、休工としてカウントする。
休工	□	□	□	雨天休工	□	□			
1月23日	1月24日	1月25日	1月26日	1月27日	1月28日	1月29日	7	0	
□	□	□	□	□	□	□			
1月30日	2月1日	2月2日	2月3日	2月4日	2月5日	2月6日	-	-	施工完了日が日~木曜日の場合、施工完了日を含む週を対象期間から除く。 また、施工完了日が金曜日の場合は、施工完了日を翌日の土曜日とする。
休工	□	□	□	施工完了日	一後片付け期間	□			
計							48	13	週休2日取得率: 13日/48日 = 27.0% <sup>※2</sup> < 28.5%(8/28) ⇒ 工事成績評定の評価対象外 (注意: 成績評定は28.5%以上の場合のみ評価すること) 休工割合: 13日/48日 = 27.0% <sup>※2</sup> < 25%以上28.5%未満 ⇒ 4週7休以上4週8休未満として経費の補正対象 (注意: 補正は4週8休、7休、6休と3パターンあり)

※1 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日  
※2 小数第2位切り捨て

27.0%

# 工事成績評定の評価方法

考查項目別運用表

[記入方法] 該当する項目の□にチェックする。(請負者から提出を受け評定を行う)

(総括監督員)

考查項目	細 別					
6.社会性等	I.地域への貢献等	a □ 優れている。	a' □ bより優れている。	b □ やや優れている。	b' □ cより優れている	c □ 他の評価に該当しない
		<input type="checkbox"/> 1.現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> 2.定期的に広報紙や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 3.地域生活に密着したゴミ拾い(自治会等による清掃活動)、道路清掃等のボランティア活動等へ積極的に参加し、地域に貢献した。 <input type="checkbox"/> 4.地域が主催するイベント(前記3を除く)へ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> 5.災害時などにおいて、地域への支援又は行政による救援活動に積極的に協力を行った。 <input type="checkbox"/> 6.周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。(前記対象項目以外のものがあれば評価対象とする。) <input type="checkbox"/> 7.その他 理由: <span style="background-color: #FFC0CB; display: inline-block; width: 200px; height: 15px;"></span> <input type="checkbox"/> 該当項目なし  <b>必ず1項目は■を選択してください。</b> 1～8のうち該当項目が5項目以上……………a 1～8のうち該当項目が4項目……………a' 1～8のうち該当項目が3項目……………b 1～8のうち該当項目が2項目……………b' 1～8のうち該当項目が1項目以下……………c				
		※「週休2日制工事」の評価対象となった場合、 「その他」の項目にチェックを入れ 理由欄に「週休2日制工事の実施」と記載する				

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する。

## 工事成績評定の評価方法

- 1 「6.社会性等 I. 地域への貢献等 7.その他」において評価する
- 2 減点はしない

市場単価の補正

週休2日制工事における市場単価積算の補正係数の設定

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロックングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工 (落石防護柵)	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.02	1.03
	植樹	1.01	1.03	1.05
道路掘削工	約定	1.01	1.03	1.05
公断掘削工		1.01	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手設置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウオーターゼット工)		1.00	1.01	1.01

## 市場単価の補正

下水道用設計標準歩掛りにおける市場単価

名 称	規格・仕様	補正係数		
		4週6休以上、 4週7休未満	4週7休以上、 4週8休未満	4週8休以上
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂 基 礎 工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砂 基 礎 工	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕 石 基 礎 工	人力施工	1.01	1.03	1.05
砕 石 基 礎 工	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管およびびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
取付管およびびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02